

第2回孤独・孤立対策に関する有識者会議

R5.10.10

第2回有識者会議資料3「孤独・孤立対策地域協議会関係」に関する意見

令和5年10月10日

慶應義塾大学 駒村康平

本日、社会保障審議会と重なっており、書面で意見を提出します。

1. 個人情報保護に関わる問題

p4にあるセルフネグレクトなどにより、本人に支援の必要性の自覚がなく、個人情報の提供に同意しないケースについて、「例外的に本人の同意なく個人情報を第三者に提供できる場合にあたる具体のケース例」は重要な点であり、是非、事例を検討して組み入れてほしい。

このほか同意ない場合に共有される個人情報（個人データ）について、支援内容によっては、かなり限定されたものから、より多くのものまで、幅広いものになる点を留意しておく必要がある。また同意した場合の個人データと同意がとれない場合の個人データの「幅」には自ずと差があるのではないかと考える。

2. 「孤独・孤立対策地域協議会構成員」の例示が不十分である。

推進会議構成員の例示について、プラットフォームに参画する関係機関等のうち、「特に個々の当事者への支援に係る各種団体等」（自治体関係部署、社協、社会福祉法人、当事者支援のNPO等）となっている。この例示では、構成員が、行政・福祉関係の機関に限られているように読みとることができる。

1に述べたように、個人情報を提供できる主体は、「孤独・孤立対策地域協議会」の構成員に限られるわけであるが、「プラットフォームに参加しているが、協議会の構成員にはなっていない民間企業」が、孤立・孤独状態の世帯で深刻な経済的虐待を認知しても、個人情報の制約により、本人の同意なくしては、協議会と個人情報（氏名、住所など）の共有はできないのではないかと（かりに支援対象者を特定するために必要な氏名、住所は個人情報保護法で保護する情報に当たらないという解釈であれば問題ないが）。

プラットフォームに個々の支援対象者を発見するセンサー機能を期待する場合は、「孤独・孤立対策地域協議会」の例示をもう少し多様にし、民間企業なども関わる主体として期待されていることを明示すべきである。自治体にとって、この例示は極めて重要な手掛かりになる。

加えて、この協議会の機能を「孤独・孤立により深刻な問題が発生する当事者を発見し（センサー機能）、当事者への具体的な支援内容（支援機能）を協議する」するような形（センサー機能と支援機能の2つの機能を持つ）にすべきである。

これまで私は実際に調査した事例では、当事者のなかには、行政への不信、福祉機関への嫌悪感を持つ当事者も少なからずいる。そのような当事者は本人がセルフネグレクトになっている。そのような深刻な孤独・孤立状態の当事者をかりにプラットフォーム構成員（民間企業）が認知しても、現在の案では、その民間企業が協議会のメンバーではない限り、個

第2回孤独・孤立対策に関する有識者会議

R5.10.10

人情報の関係で本人の同意なしで、協議会につなげることができないのではないかと考える。